

豊中市立第五中学校 2020 年度 第 67 期 生 進路指導委員会発行 6 月 16 日 第 6 号

## ■「実力テスト」に向けて

明日は第1回実力テスト。今号では、テストの受け方についてみなさんと確認しておきたいと思います。もしも、「これ、あてはまるわ」ということがあれば、本番の受験に備えて修正が必要です。3年生のテストは今まで以上に毎回、大切にしていきましょう。

## ■テストの受験について

△テスト受験に関して、このような人はいませんか?

- ① テスト配布の時間帯に、横を向いたり、しゃべっている人。
- ② テスト解答後、テスト監督者が確認が終わるまでに教室から出て行く人。
- ⇒①に関しては、不正行為として扱われても仕方のない行為です。
- ⇒②テストで不備があったときなど、監督の先生が気づいた事を伝えるための指示 です。つい、うっかりということもあるので、教室内にいるようにしましょう。 (受験番号・名前のない答案は、採点できません)
- ◎ では、本番の高校入試ではどのようになるのかを次にあげます。
- (1) 受験者の携行品(持ち物)
  - (ア)検査時に机の上に必ず置くもの(必ず携行するもの)
  - ・受験票 ・黒鉛筆(シャープペンシルも可)
  - ・消しゴム ・直定規
  - ・コンパス(数学、理科の検査時のみ)
  - (イ)検査時に机の上に置くことができるもの(携行してもよいもの)
  - ・鉛筆削り(電動式、大型のもの及びナイフ類を除く)
  - ・時計(計時機能だけのもの)
  - ・無地のハンカチ(ハンドタオルを含む)
  - ・ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを取り出したもの)
  - (ウ)昼食(昼食をはさんで検査を実施する場合)及び(ア)(イ)以外の身の回り品
- (2) なお、以下のものは検査室へ携行することができない。
  - (a)分度器、分度器機能付き定規、計算機
  - (b)携帯電話・スマートフォン等の通信機器、ウェアラブル端末、電子辞書、 ICレコーダー等の電子機器類

また、かばん、服等で、文字や地図等が入っていることにより問題の解答に影響があると考えられるものは、携行又は着用しないこと。

(令和2年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施細目より抜粋)

受験態度について、不正行為につながる行為は禁止されています。具体的には、

- ・答案用紙の配布から答案の提出後、試験監督者が退室するまで、おしゃべり しない。
- ・同様に席を移動しないこと。
- ・上衣、下衣以外に着用しないこと。(手袋・マフラー・ネックウォーマ・タオル・帽子の着用をしない)

